

豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項に定める幼保連携型認定こども園を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(認可の申請)

第2条 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の認可申請については、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(認可の基準)

第3条 前条の認可申請に当たっては、豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、次項及び第4条から第15条に掲げる基準を満たすものとする。

2 幼保連携型認定こども園の認可申請者（代表者及び役員）が暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(学級の編制)

第4条 条例第5条第2項の規定により1学級の園児の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。

- (1) 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
- (2) 年度当初の学級編制時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
- (3) 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条第1項の規定により本市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

(職員)

第5条 条例第6条第3項に規定する「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の2の(1)により算定するものとする。ただし、条例第6条第3項に規定する方法によ

り3歳以上の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）が条例第6条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数（以下「学級担任数」という。）より少ないときは、条例第6条第3項に規定する方法により算定した3歳未満の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に、学級担任数を加えた数とする。

2 条例第6条第3項に規定する「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）の要件を満たす職員を充てるものとし、「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を四捨五入）に換算して、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数の対象となる常勤職員の数に加え、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数とする。

（園舎及び園庭）

第6条 条例第7条第1項の規定により備えなければならない園舎及び園庭の所有については、「幼保連携型認定こども園の園地・園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に従うものとする。

（保育室等の設置階）

第7条 保育室等の設置階については、条例第7条第4項の規定に関わらず、通知の3の(2)に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

（園庭の面積）

第8条 条例第7条第7項に規定する園庭の面積について、通知の3の(3)に掲げる要件を満たす場合は、公園等の代替地を面積参入することができる。また、通知の3の(4)に掲げる要件を満たす場合は、屋上を面積算入することができる。

（食事の提供の特例）

第9条 条例第8条第3項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第4項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」（平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知）で示すものとする。

2 条例第18条第1項（児童福祉施設設備運営基準第32条の2第1項第1号から第3号まで）の規定により、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により食

事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に従って実施するものとする。

（満3歳未満の園児の定員を設けるときの設備）

第10条 条例第8条第6項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。

（教育時間・保育時間等）

第11条 条例第10条第1項に規定する「教育及び保育を行う期間及び時間」については、通知の4の(1)に従うものとする。

（子育て支援事業）

第12条 条例第12条第1項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）

第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。

(2) 府省令第2条第1項条第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合には、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。

(3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。

(4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合には、幼保連携型認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。

(6) 子育て支援事業に従事する者は幼保連携型認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。

- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、幼保連携型認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、本市並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

(通園上の配慮)

第13条 条例第19条第1項(幼稚園設置基準第7条)に規定する「通園の際安全な環境」に関し、通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第14条 条例附則第5項の規定により条例第8条第6項の規定についての特例を受ける幼稚園について、満3歳以上の園児の保育室の面積は53平方メートル以上とする。ただし、満3歳以上満4歳未満の園児の保育室の面積について、1学級の園児の数を25人以下とする場合、保育室の面積は41平方メートル以上とする。

2 条例附則第7項に規定する「園児が安全に移動できる場所であること」は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。

- (1) 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
- (2) 当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること。
- (3) 当該園庭の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
- (4) 当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと。
- (5) 緊急時の連絡体制が整っていること。

3 条例附則第7項に規定する「日常的に利用できる場所」は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)の要件を満たすものとする。

4 条例附則第7項に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること」は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園を構成する建物等の間の距離は、園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
- (2) 運動会等の行事に当たって、すべての園児の一斉の活動が可能であること。

(保育所設置認可基準の準用)

第15条 幼保連携型認定こども園において夜間保育を実施しようとするときは、「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知)の要件を満たしているものとする。

2 幼保連携型認定こども園において分園を設置しようとするときは、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)で示す保育所分園設置運営要綱(6の(2)の③及び7は除く。)の要件を満たしているものとする。

(廃止・休止又は設置者の変更の申請)

第16条 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の廃止・休止の申請については、幼保連携型認定こども園廃止・休止申請書(様式第2号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置者の変更の申請については、幼保連携型認定こども園設置者変更申請書(様式第3号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(変更の届出)

第17条 法第29条第1項及び府省令第15条第2項の規定に基づく変更の届出については、幼保連携型認定こども園変更届出書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(報告の徴収等)

第18条 法第30条第1項の規定による報告は、幼保連携型認定こども園報告書(様式第6号)を市長に提出することにより行う。

2 府省令第29条の中核市の長が定める日は、5月31日とする。

3 府省令第29条第3号の中核市の長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)教育及び保育の目標及び主な内容

(2)実施する子育て支援事業の内容

(3)開園の日数及び時間並びに保育時間

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

(法附則第3条第1項ただし書きの規定による申出)

2 法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出は、法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出書(様式第5号)を提出することにより行う。

(みなし幼保連携型認定こども園が提出する書類)

3 法附則第3条第2項の規定によりみなし幼保連携型認定こども園が提出する書類は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

目 的								
名 称								
所在地								
	最寄駅							
	電話番号			FAX 番号				
園長となるべき者の氏名								
事業開始予定年月日								
定員 区分	保育を必要とする園児 に係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	保育を必要とする園児 以外の園児に係る 利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
利用定員の合計	合計	満3歳未満			満3歳以上			
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	

開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日	
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	教育週数	週	
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日
		冬 :	月 日 ~ 月 日
春 :		月 日 ~ 月 日	
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)
		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
園地・園舎その他設 備の規模及び構造	敷地面積		m ²
			(自己所有地 m ² 、借地 m ²)
	園舎	構造	造 階 (地上 階、地下 階)
		面積	m ² (延床面積 m ²)
	園庭面積		m ² (うち自己所有地 m ²)

子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)		地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号）
		地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号）
		保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号）
		地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号）
		地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号）

添付書類

- (1) 組織計画書(別添1)
- (2) 子育て支援事業計画書(別添2)
- (3) 職員配置及び学級編制計画書(別添3)
- (4) 園長となるべき者の履歴書(別添4)
- (5) 園舎等及び園庭の配置表(別添5)
- (6) 食事の提供計画書(別添6)
- (7) 研修計画書(別添7)
- (8) 情報開示計画書(別添8)
- (9) 選考方法等計画書(別添9)
- (10) 園児の健康及び安全確保計画書(別添10)
- (11) 運営状況の点検又は評価等計画書(別添11)
- (12) 設置者についての確認書(別添12)
- (13) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別添13)
- (14) 豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別添14)
- (15) 配置職員ローテーション表(別添15)
- (16) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画
- (17) 認定こども園の園則
- (18) 運営規程
- (19) 法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるもの並びに登録事項証明書の写し(履歴事項全部証明書)(申請者が法人の場合)
- (20) 理事会等の決議録の写し(申請者が法人の場合)

様式第2号(第16条関係)

幼保連携型認定こども園廃止・休止申請書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園を廃止又は休止するので、次のとおり申請します。

記

廃止・休止の別		
幼保連携型認定 こども園の名称 及び所在地	名 称	
	所在地	
認可年月日及び 認可番号		
廃止予定年月日 又は 休止予定期間		
廃止又は休止 の理由		
入所児童の処遇		
財産の処分方法 (廃止の場合 のみ)		

様式第3号(第16条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更申請書

年 月 日

豊中市長 様

(変更前の設置者)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(変更後の設置者)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

目 的			
名 称			
所 在 地			
	最寄駅		
	電話番号	FAX 番号	
園長となるべき者の氏名			
設置者変更予定年月日			
設置者変更理由			

定員 区分	保育を必要とする園児 に係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	保育を必要とする園児 以外の園児に係る 利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	利用定員の合計	合計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日						
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)					
	教育週数	週						
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日					
冬 :		月 日 ~ 月 日						
春 :		月 日 ~ 月 日						
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)					
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)					
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)					
		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)					
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)						

休日保育の実施	□有 □無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
園地・園舎その他設備の規模及び構造	敷地面積		
	m ²		
	(自己所有地 m ² 、借地 m ²)		
	園舎	構造	造 階 (地上 階、地下 階)
		面積	m ² (延床面積 m ²)
園庭面積		m ² (うち自己所有地 m ²)	
子育て支援事業 (該当するものに○をつけること。)	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号）		
	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号）		
	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号）		
	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号）		
	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号）		

添付書類

- (1) 組織計画書(別添1)
- (2) 子育て支援事業計画書(別添2)
- (3) 職員配置及び学級編制計画書(別添3)
- (4) 園長となるべき者の履歴書(別添4)
- (5) 園舎等及び園庭の配置表(別添5)
- (6) 食事の提供計画書(別添6)
- (7) 研修計画書(別添7)
- (8) 情報開示計画書(別添8)
- (9) 選考方法等計画書(別添9)
- (10) 園児の健康及び安全確保計画書(別添10)
- (11) 運営状況の点検又は評価等計画書(別添11)
- (12) 設置者についての確認書(別添12)
- (13) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別添13)
- (14) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画

- (15) 認定こども園の園則
- (16) 運営規程
- (17) 法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるもの並びに登録事項証明書の写し(履歴事項全部証明書)
(申請者が法人の場合)
- (18) 理事会等の決議録の写し(申請者が法人の場合)
- (19) 住民票の写し(申請者が個人の場合)
- (20) 引継ぎ確認書の写し(変更前及び変更後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律施行規則第15条第1項第1号から第6号に掲げる事項を記載したものを含む)
- (21) 贈与契約書の写し、財産目録及び備品台帳

様式第4号(第17条関係)

幼保連携型認定こども園変更届出書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
届出年月日 又は 認可年月日及び認可番号		
変更しようとする事項	変更前	変更後
変更年月日		

※ 変更の内容が分かる書類を添付すること。

添付書類一覧

添付書類		名称	位置・ 住居表示	園舎等	利用 定員	経営者	園長	教育又は保育 の目標 及び主 な内容	子育て 支援事 業
1	子育て支援事業計画書(別添2)								○
2	職員配置及び学級編制計画書(別添3)				○ (※1)				
3	園長となるべき者の履歴書(別添4)						○		
4	園舎等及び園庭の配置表(別添5)		○	○					
5	食事の提供計画書(別添6)		△	○					
6	設置者についての確認書(別添12)					○ (※2)			
7	定款又は寄付行為(法人のみ)、園則	○							
8	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画						○		

※1 別添3に添付する書類のうち、履歴書及び資格を証明する資料は申請時又は前回変更届出時(利用定員)から新たに採用した職員のみ添付。

※2 新たに経営者となる者の履歴書のみ添付。

※ 「○印」は必要書類、「△印」は必要に応じて省略できる書類。

※ 「その他園則に関する事項」の変更については、園則及び変更内容が分かるものを添付。

様式第5号(附則第2項関係)

法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第3条第1項ただし書きの規定により、次のとおり申し出ます。

記

幼保連携型認定 こども園の名称 及び所在地	名 称	
	所在地	
認定年月日及び 認定番号		
申出の理由		

様式第6号(第18条関係)

幼保連携型認定こども園報告書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

目 的								
名 称								
所 在 地	最寄駅							
	電話番号			FAX 番号				
	届出年月日又は認可年月日 及び認可番号		届出又 は認可 年月日	年 月 日		認可 番号		
定員 区分	保育を必要とする園児 に係る利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	保育を必要とする園児 以外の園児に係る 利用定員	小計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	利用定員の合計	合計	満3歳未満			満3歳以上		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児

開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日	
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分(時間)
	教育週数	週	
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日
		冬 :	月 日 ~ 月 日
春 :		月 日 ~ 月 日	
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	平日	時 分 ~ 時 分(時間)
		土曜日	時 分 ~ 時 分(時間)
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分(時間)
		長期休業日	時 分 ~ 時 分(時間)
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)	
子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号に掲げる事業		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号に掲げる事業		

添付書類

- (1) 子育て支援事業実績表(別紙)
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画

※ 参考として、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業のうち、次の事業について、市町村から補助あるいは委託を受けているものに○をつけること。

	利用者支援事業
	延長保育事業
	一般型一時預かり事業
	幼稚園型一時預かり事業
	余裕活用型一時預かり事業
	地域子育て支援拠点事業
	病児保育事業

(別紙)

認定こども園の名称	
-----------	--

子育て支援事業実績表

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

(別添1)

認定こども園の名称	
-----------	--

組 織 計 画 書

(認定こども園の種類) 幼保連携型認定こども園

(認定こども園の教育、保育及び子育て支援の連携の考え方)

(全職員の配置計画)

(組織計画に当たって留意した事項)

※ 組織図及び全職員の名簿を添付すること。

(別添2)

認定こども園の名称	
-----------	--

子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

(別添3)

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

職員配置及び学級編制計画書

1 職員の状況

	職名	氏名	年齢	資格の種類	専任・兼任の別	常勤・非常勤の別	勤務時間(非常勤のみ)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※ 採用予定の職員も記入すること。また、職員配置基準の対象となる非常勤職員及び特例を適用して配置する職員がいる場合については、「備考」欄に「配置基準対象」と記入し、非常勤職員の場合は所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ)を添付すること。

※ 教育及び保育に従事する職員は職員の履歴書を作成し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、資格を証明する資料(契約書や就任承諾書、免許証の写し等)を添付すること。

※職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。

朝夕の職員配置の要件緩和(附則8)

小学校教諭、養護教諭の活用(附則9)

※職名には保育士ではなく、活用する「幼稚園教諭」等を記載。

市長が認める者の活用(必要職員数を超過して配置する場合のみ)(附則10)

※職名には保育士ではなく、「子育て支援員」と記載。

2 職員配置

基準上必要な 職員数	配置職員数	常勤職員数	基準の対象となる非常勤職員	
			常勤換算した数	対象職員数
人	人	人	人	人

※ 配置職員ローテーション表(別添15)を添付すること。

※ 非常勤職員を常勤換算する場合は、その計算内容が分かる書類を添付すること。

3 学級編制

(1) 0歳児から2歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	担当保育教諭名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

(2) 3歳児から5歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	学級担任名	その他職員名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
計					

※ 各表とも記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使用すること。

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

職員の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年 月日	年 月 日
職 歴 等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資 格 等			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※ 教育及び保育に従事する職員ごとに作成すること。資格を証明する資料(幼稚園教諭免許状、保育士証等の写し)を添付すること。

(別添4)

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

園長となるべき者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年 月日	年 月 日
現 職		法人と の関係	
職 歴 等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資 格 等			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※ 園長の資格を証明する資料を添付すること。

(別添5)

認定こども園の名称	
-----------	--

園舎等及び園庭の配置表

1 園舎等及び園庭の配置

(園庭での安全確保)
(園児の移動時の安全確保)
(利用時間の日常的な確保)
(教育及び保育の適切な提供の確保)

※ 認定こども園を構成する園舎及び園庭が同一の敷地内にある場合は、空白で提出すること。

2 各室面積

(1) 概要

園舎の延床面積								
室名	合計		1階		2階		室数	面積(m ²)
	室数	面積(m ²)	室数	面積(m ²)	室数	面積(m ²)		
保育室								
遊戯室								
乳児室・ほふく室								
職員室								
保健室								
調理室								
子育て支援室等								
便所								
廊下・その他								
合計								
園舎の面積基準による必要面積			学級数		面積(m ²)			

- (3) 土地及び建物(園舎)の登記簿謄本の写し(登記事項全部証明書)
- (4) 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し又は賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ)

(別添6)

認定こども園の名称	
-----------	--

食事の提供計画書

食事の提供方法	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号で規定する園児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参 (週当たり弁当持参日: 日)
	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号で規定する園児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入
	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号で規定する園児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託
	設 備	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備
以下の項目は、外部搬入をする場合のみ記入すること。		
(外部搬入をする理由)		
(園長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制)		
(園長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容)		
外部搬入をするに 当たって必要な要件の確保	(栄養士による必要な配慮)	
	(調理業務を適切に遂行できる受託業者)	
	(園児の食事の内容、回数及び時機の適切な対応)	
	(食育への取り組み)	
(加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容及び当該設備で必要十分とする理由)		

※ 調理業務受託者との契約書(案)(調理業務を外部委託又は外部搬入する場合のみ)を添付すること。

(別添7)

認定こども園の名称	
-----------	--

研修計画書

	研修(名称・内容)	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

研修の機会を確保するために配慮する事項

--

(別添8)

認定こども園の名称	
-----------	--

情報開示計画書

(情報開示の基本的な考え方)
(情報開示計画(時期、場所、対象者、方法等))
(開示する情報(開示必須項目を除く。))

※ 開示必須項目を含んだ、次の書面等を提出すること。

- (1) 利用者へ交付する書面
- (2) 施設に掲示する書面又は備え置く冊子

(開示必須項目)

子ども・子育て支援法施行規則第50条第1項別表第1に掲げる項目

- ア 認定こども園を運営する法人に関する事項
- イ 認定こども園が提供する教育・保育に関する事項
- ウ 教育・保育に従事する従業者に関する事項
- エ 教育・保育等の内容に関する事項
- オ 教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項

(別添9)

認定こども園の名称	
-----------	--

選考方法等計画書

(選考の基本的考え方)
(公正な選考のために配慮する点) 【選考基準】 【選考方法】 【その他】
(特別な配慮が必要な子どもの受入れについて配慮する点)
(上記各項目について市町村と連携を図る事項)

※ 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号で規定する園児の利用定員を設けない場合は、空白で提出すること。

(別添10)

認定こども園の名称	
-----------	--

園児の健康及び安全確保計画書

(園児の健康及び安全確保の考え方)
(疾病予防)
(防災)
(防犯)
(その他(通園バス利用時の安全対策等))

※ 保険加入証等の写しを添付すること。

※ 通園バスの運行経路図(乗降場所及び乗降園児数を示したもの、通園バスを保有する場合のみ)

※ 参考として、通園バスに関する以下の事項についても記載すること。

通園バスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	3歳未満児の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	---	-------------	---

(別添11)

認定こども園の名称	
-----------	--

運営状況の点検又は評価等計画書

1 点検又は評価

(点検又は評価実施の基本的考え方)

(点検又は評価の実施体制)

(結果の公表の有無及び実施計画並びにそれらに関する考え方)

(その他(結果の活用方法等))

2 苦情解決

(苦情解決のために実施しようとする取り組み)

(別添12)

認定こども園の名称	
-----------	--

設置者についての確認書

1 設置者

(設置者の経歴)
(認定こども園を運営するために必要な経済的基礎(経費の見積り及び維持方法))
(財務内容の健全性)

※ 直近3年の決算書及び事業開始年度の予算書を添付すること。

2 経営者一覧

	職名	氏名	年齢	職業	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 経営者の履歴書を作成すること。

認定こども園の名称	
-----------	--

年 月 日現在

経営者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年 月日	年 月 日
現 職		法人と の関係	
職 歴 等			
期 間		勤務先等	
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
年 月 ～ 年 月			
最終学歴	年 月	卒業	
資 格 等			
資格の種類		資格取得年月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※ 経営者ごとに作成すること。

(別添13)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項

都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

1 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

3 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

4 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

5 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

6 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

7 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者

ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

(別添 1 4)

豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第 3 条第 2 項に規定する者に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

豊中市長 様

設置者 住所

法人名称

代表者職・氏名

印

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、幼保連携型認定こども園の認可を申請するに際して、豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第 3 条第 2 項に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第 3 条第 2 項の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等（条例第 2 条第 5 号に規定する公共工事等をいう。）に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

